

#### 第4章 教育方法等

##### (教育方法)

第9条 本大学院（専門職大学院を除く。）の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 専門職大学院の教育は、専攻分野に応じ必要な授業科目の授業によって行うものとする。

##### (教育方法の特例)

第9条の2 各研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適切な方法を講じることができる。

##### (授業科目、単位数及び履修方法)

第10条 各研究科が開設する授業科目、単位数及び履修方法は別表のとおりとする。

2 各研究科の授業科目の単位数の計算については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、5時間の講義と20時間の実験の授業をもって1単位とすることを基準とする。

3 各研究科で開設すべき授業科目の内容並びに授業の方法及び計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

##### (長期にわたる教育課程の履修)

第10条の2 学生が、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障がない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関する規程は、別に定める。

##### (専修科目及び指導教授)

第11条 学生は所属する専攻の授業科目のうちから専門に研究しようとする科目を選び、当該科目の演習を担当する教員によって研究指導を受けるものとする。

2 前項に規定する授業科目をその学生の専修科目と称し、学生の研究指導を担当する教員を指導教授という。

3 第1項に定める研究指導の内容、方法及び計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(他研究科等の授業科目の履修)

第12条 修士課程又は博士前期課程において、指導教授が学生の研究上必要と認めたときは、他の研究科又は学部の授業科目を8単位まで修得させ、かつ、これを所定の単位に充当することができる。

2 博士後期課程において、指導教授が学生の研究上必要と認めたときは、当該研究科委員会の承認を得て、他の研究科の博士後期課程及び博士前期課程又は当該研究科博士前期課程の授業科目を8単位まで修得させ、かつ、これを所定の単位に充当することができる。

(他大学院等における授業科目の履修及び研究指導の委託)

第13条 各研究科において学生の教育上特に必要と認めたときは、他の大学院（外国の大学院又はそれに相当する教育研究機関を含む。）とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。

3 各研究科において学生の教育上有益と認めたときは、他の大学院又は研究所（外国の大学の大学院又は外国の研究所を含む。）とあらかじめ協議の上、当該大学院等において研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

4 専門職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第2項の規定にかかわらず、当該専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で当該専門職大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条の2 大学院博士前期（修士）課程（外国の大学院を含む。）を修了または中途退学し、新たに本大学院博士前期（修士）課程の第1年次に入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認められる場合に限り、研究科委員会の議を経て、本大学院において修得したものとして認定するこ

とができる。

- 2 前項の規定による単位認定は、10単位を超えない範囲内で行う。
- 3 前項の規定による単位のなかには、入学前の大学院以外の教育施設等において修得した単位は含まれない。
- 4 第2項の規定による単位認定と関連した在学期間に関しては、本学則第22条の規定を準用する。
- 5 単位認定の手続等については別に定める。

(追加単位)

第14条 大学学部において履修した課程と大学院修士課程又は博士前期課程において履修すべき専攻課程とが著しくその内容を異にする場合は、所定の単位のほか専攻課程に関する学部学科の単位を追加して履修しなければならない。

- 2 追加単位は20単位を限度とし、指導教授において指定するものとする。

(教職課程)

第15条 本大学院において教育職員免許状の授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則により所定の単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許状の所要資格を得させるための課程を置く研究科、専攻並びに認定を受けた免許状の種類は別表のとおりである。